

令和 5 年 3 月 14 日

法務省民事局参事官室 御中

「担保法制の見直しに関する中間試案」に対する意見

(意見提出者及び連絡先)
一般社団法人流動化・証券化協議会
〒105-0011
東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 505 号室
TEL : 03-6450-1421
FAX : 03-6450-1432
E-mail : info@sfj.gr.jp

貴省より令和 5 年 1 月 20 日付でパブリックコメントに付された「担保法制の見直しに関する中間試案」について、下記のとおり意見を提出いたします。

なお、当協議会会員は、多様な立場から流動化・証券化取引に関わるため、個々の意見については、それぞれの立場において、本意見とは異なる意見を有する可能性がございます。

本意見は、この点に留意しつつも、流動化・証券化市場の健全な発展の観点から、意見を申し上げるものである点、あらかじめご了承ください。幸甚に存じます。

記

1. 「第 7 動産・債権譲渡登記制度の見直し」

新たな規定に係る担保権について登記をすることができるとし、登記がされたときは引渡し・債務者への通知があったものとみなすこと（第 4 1(1)ウ、第 6 1(2)ア）には賛成する。そして、それを前提に、動産・債権譲渡登記制度の見直しを行うことについて必ずしも反対するものではない。この点、証券化取引においては、オリジネーター（原資産保有者）の SPV（Special Purpose Vehicle、特定目的会社（TMK）、合同会社（GK）等の特別目的会社、信託など）に対する資産移転取引は、（少なくとも当事者の主観的意思としては）真正譲渡として行われるものであり、かつ、客観的にも真正譲渡である限り、オリジネーターの倒産手続開始によっても影響を受けないことを前提として組み立てられている。しかしながら、取引の条件次第ではオリジネーターの倒産時において当事者の意図に反して「真正譲渡性」が否定される可能性がないとは言えず、動産又は債権を対象とする証券化取引において「真正譲渡性」が否定された場合には、譲受人の権利は新たな規定に係る担保権（又はそれに類する非典型担保）と評価される可能性が高いと考えられる。もっとも、この場合、当事者の意図としては真正譲渡を行っているのであるから、対抗要件についても担保権設定ではなく真正譲渡を前提とした手続が実施されるとこ

ろ、仮に新たな規定に係る担保権に係る登記制度が真正譲渡に係る登記制度と大きく異なるものとなり、真正譲渡を前提とした登記が新たな規定に係る担保権に係る登記として認められなくなってしまうと、「真正譲渡性」が否定された場合に所有者としての保護を受けられないばかりか、担保権者（別除権者・更生担保権者）としての保護も受けられないことになってしまう。そのような事態は証券化取引のリスクを著しく高めるものであり、動産及び債権について真正譲渡に係る登記と新たな規定に係る担保権に係る登記とで同質性・連続性が確保されないこととなるような動産・債権譲渡登記制度の見直しを行うべきではなく、中間試案の提案がそのような見直しにつながるものであれば反対する。

2. 「第19 倒産手続開始後に生じ、又は取得した財産に対する担保権の効力」 「1 倒産手続の開始後に生じた債権に対する担保権の効力」

将来債権が証券化取引の対象資産となることもあるが、将来債権譲渡については真正譲渡取引・担保目的取引のいずれについても、倒産手続開始前に第三者対抗要件が具備されている限り、倒産手続開始によっては「固定」化せず、開始後に発生する債権に対しても、原則としてその効力が及ぶことを前提に組み立てられており、倒産実務上も、この点は原則としては尊重されている（東京地裁会社更生実務研究会編著『会社更生の実務〔新版〕上』（金融財政事情研究会、2014年）319頁参照）。このような考え方は、最判平成19.2.15民集61巻1号243頁で示された判例の立場とも整合的と考えられる。

仮に、倒産手続開始後に発生する債権に対して担保権の効力が及ばないとの規律（【案19.1.4】）が採用されると、更生手続においては、手続開始後に発生する債権の価値を更生担保権として評価することが許容されず、また、再生手続においては、手続開始後に発生する債権に対して、担保実行の対象としたり、別除権協定において評価に加えることも許容されない結果となる。しかし、実務上、ある一定の時点のみに存在する債権の残高のみを引当とするのではなく、それ以降に発生する債権をも約定された範囲で累積的に引当とすることを企図した取引類型も存在する。そのため、一律に倒産手続開始後の担保権の効力を否定すると、このような取引による資金調達の途を閉ざすことになる。

したがって、【案19.1.4】には反対する。仮に【案19.1.4】のような規律を原則とする場合においても、担保権者と事業再生との利益調整が可能となるような例外的な規律、たとえば倒産手続の趣旨・目的に反しない限りで、倒産手続開始後の取得財産に対しても担保権の効力が及ぶ旨の合意を認めるといった規律を設けるべきである。

なお、中間試案の補足説明は、【案19.1.4】に依り難い事情として、債権譲渡担保については、債権の真正譲渡に関する処理との整合性に留意が必要であるとの認識を踏まえつつ、「将来債権が真正譲渡された場合においては、譲渡人について倒産手続が開始されても、その後に譲渡の目的として特定された債権が発生すれば譲受人に移転するという理解が有力であり、倒産手続の開始の時点によって譲渡の効果の発生の有無が区別されておらず、【案19.1.4】と整合的でないように思われるためである」と述べる。これ自体は、債権譲渡担保に関する提案の検討に関わるものだが、真正譲渡取引として組成される証券化取引（将来債権を対象とするものを含む）との関係でも的確な指摘といえ、賛同するものである。

3. 「第24 事業担保権の効力」 「4 事業担保権設定者の処分権限」

※ 本意見は事業担保制度を導入することとなったと仮定した場合の意見であり、事業担保制度の導入の是非について何らかの意見を述べるものではない。

企業が事業担保権を用いて資金調達を行った後、当該企業が成長をしたり、環境が変わったりすることにより、他の手法によって追加的な資金を調達するニーズが生じる可能性がある。そのような場面において、選択肢の一つとして証券化取引により資金調達を行う可能性を残すべきである。そのため、事業担保権設定者が事業担保権の目的である財産の処分（譲渡）を行う権限に制限を設けるべきではないと考える。また、仮に事業担保権設定者の処分権限に制約を設ける場合であっても、目的である財産の処分により事業担保権設定者が相当の対価を得ることになる場合には、事業担保権設定者の責任財産が減少するものではなく事業担保権者にとって不利益となるものではないことから、事業担保権設定者に処分権限を認めるべきである。

4. 「第28 ファイナンス・リース」 「4 倒産法上の取扱い」

ファイナンス・リースの倒産法上の取扱いに関して、中間試案の提案に加えて、担保法制の対象となるリース取引については、担保として取り扱うことの平仄から、管財人、更生会社が双方未履行双務契約として解除し、それ以降のリース料を免れることはできないことについても明文化すべきである。

5. 「第29 普通預金を目的とする担保」 「1 普通預金を目的とする担保権設定及び対抗要件具備」

普通預金債権を目的とする担保の明文の規定を設けるべきである。すなわち、現行法の下でも普通預金債権を目的とする担保権が一般的に認められることを否定する見解はほぼないと理解しているが、その法的構成については必ずしも見解が統一されておらず、法文化することにより法的な取扱いが明らかになることは実務にとって有益である。

その場合、担保権者の支配等の要否については、個別の状況での当事者の意思に委ねればよいものであって法令で要件を定める必要性はないと考える。また、上記のとおり現行法の下でも普通預金債権を目的とする担保権を設定できる状況にあると考えられるが、これまで個人が普通預金に担保を設定して生活に支障を来すといった社会問題が生じてはおらず、設定者の範囲等も形式一律的に制限するのではなく必要に応じて権利濫用等の一般法規の適用によって解決を図ればよいと考える。

以上